



復興へのあゆみ vol. 8

復興に向けて一。あゆみを進める人をご紹介します。

1 度経験したからこそできる 支援

台風19号は、本市と姉妹都市である市町にも大きな被害を及ぼしました。災害復旧支援のため、市役所から長野県千曲市へ、市社会福祉協議会から宮城県大崎市へそれぞれ職員を派遣しました。

大崎市へ派遣された藤原さんと清家さんは、災害ボランティアセンター業務の支援に携わりました。派遣先の鹿島台志田谷地区では、近くを流れる吉田川が氾濫。2階まで浸水する家屋も多く広範囲にわたり浸水被害が発生しました。また、この地域では、酪農や稲作などが盛んに行われており、刈り取った後の稲

わらなどが大量に流されました。水を吸った稲わらなどが堆積し家屋の中にまで入り込むなど、復旧作業を行う上で大きな支障となりました。

藤原さんたちは災害ボランティアセンターの運営支援のほかにも、被災した各世帯を訪問し、流れ込んだ稲わらや家具などの搬出作業を担いました。また、同時に行った各世帯への要望の聞き込みでは、平成30年7月豪雨での経験が活かされたそうです。

平成30年7月豪雨では、災害ボランティアセンターの役割として、「細かな要望の聞き込み」が課題とされました。災害時は、作業を依頼す

災害復興掲示板

本庁 ☎24 - 1111

吉田支所 ☎52 - 1111

三間支所 ☎58 - 3311

津島支所 ☎32 - 2721

宇和海支所 ☎62 - 0311

※詳しくは、お問い合わせください。



市社会福祉協議会 藤原さん、清家さん

profile

平成30年7月豪雨では、災害ボランティアセンターの運営に携わりました。10月に東日本を襲った台風19号では、姉妹都市である宮城県大崎市の災害ボランティアセンターに協力職員として派遣されました。

被災住宅の応急修理制度の終了

平成30年7月豪雨により被災した住宅の応急修理制度について、受付期限および修理完了期限が決まりました（住居内の土砂撤去についても同様）。

【受付】12月27日（金）（執務時間中）まで
※申し込みをしていますが、修理見積書の提出がない場合は制度の利用ができません。

【修理完了期限】令和2年3月31日（火）

■被災住宅の応急修理制度

【対象】平成30年7月豪雨により、住宅が半壊・大規模半壊の被害認定を受けた世帯

【修理の範囲】屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に欠くことができない部分

【金額】1世帯あたり584,000円以内

【申込・問合先】建築住宅課建築指導係 ☎49-7028



市役所で行われた出発式



流された大量の稲わら

バルーン係留体験

平成30年7月豪雨で被害にあった子どもたちを元気づけようと、バルーン（熱気球）の係留体験が吉田中学校で行われました。

宮城県大崎市のNPO法人「スカイドリーム おおさき」の協力により、熱気球1基を吉田中学校グラウンドに係留し吉田町内の小学生らが体験しました。児童たちは、空から校舎を眺めるなど、非日常的な風景を楽しみました。



長期間の浸水により搬出された大量の災害ごみ

ることを遠慮してしまう人もいるため、要望を募るのではなく直接聞き込みを行うことが重要でした。

大崎市での活動では、直接現地で聞き取りをすることにより、被災者が抱える要望や課題などを福祉的な視点で聞くことができたそうです。

今回の活動を受けて藤原さんは、「今年は西日本で、今年は東日本での豪雨災害。災害はいつどこで起こるか分からないことを身にしみて感じている。平成30年7月豪雨という経験を経たからこそできる視点や知識をいつでも活かせるようにしたい」と話してくれました。